

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業実施要領の運用について

「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に当たり、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業実施要領（令和5年4月1日付け5生流第54号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）について、この運用により適正に処理することとする。

1 事業の実施等の手続き

本事業の「モデルとなる生産条件整備」（県事業）及び「収量・品質確保対策」（県事業）の事業実施等の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 福島県農林事務所長（以下「所長」という。）は、実施要領別記2の5の（1）又は別記3の5の（1）により提出のあった事業実施計画書を審査し、適当と認められる場合は事業実施計画承認申請書の写しを添付し、福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に協議する。
- (2) 部長は、提出のあった事業実施計画承認申請書を審査し、協議の結果を所長に通知する。
- (3) （2）の通知に基づき、所長は、事業実施計画の承認を行う。
- (4) 事業計画を変更する場合は、（1）～（3）に準じて行う。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

この運用は、令和6年4月1日から施行する。